

第13回京都市建築物安心安全実施計画推進会議 委員名簿

日時：令和2年9月14日（月）～9月25日（金）

場所：書面による意見交換

（順不同，敬称略）

学識経験者	京都美術工芸大学教授	高田 光雄	
	元関西大学教授・弁護士	松本 哲泓	
	京都府立大学大学院教授	東 あかね	
	立命館大学教授	大窪 健之	
金融機関	一般社団法人 京都銀行協会	藤田 智広	
	京都府信用金庫協会	土田 秀明	
	独立行政法人 住宅金融支援機構	井上 浩司	
エネルギー関係	関西電力送配電株式会社	中西 恒房	
	大阪ガス株式会社	佐々木 一	
	京都市上下水道局水道部	下坊 晃弘	
	京都市上下水道局下水道部	桐野 喜義	
建築関係	一般社団法人 京都府建築士会	富家 裕久	
	一般社団法人 京都府建築士事務所協会	瀬戸 一海	
	一般社団法人 京都建築設計監理協会	山領 正	
	公益社団法人 日本建築家協会 近畿支部京都地域会	魚谷 繁礼	
	京都府建設業協会 京都支部	水野 祥司 福本 凡人	
	一般社団法人 全国中小建設業協会全中建京都	西村 尚三	
不動産流通	公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会	山田 崇博	
	公益社団法人 全日本不動産協会 京都府本部	長澤 洋	
	一般社団法人 京都府不動産コンサルティング協会	柳田 基浩 遠藤 誠之	
消費者関係	特定非営利活動法人 コンシューマーズ京都（京都消団連）	溝内 啓介	
	京都市文化市民局くらし安全推進部（消費生活総合センター）	櫻村 貴之	
指定確認検査機関	株式会社 京都確認検査機構	西田 高明	
	株式会社 I - P E C	三田村 佳幸	
	株式会社 確認検査機構アネックス	徳田 圭三	
	日本ERI株式会社 京都支店	正田 綾子	
	株式会社 西日本住宅評価センター	阿波田 謙一	
京都府	警察	京都府警察本部	泉谷 浩
	建築指導	京都府建設交通部建築指導課	坂本 智生
京都市	まちづくり	都市計画局まち再生・創造推進室	浅田 毅 本間 昌次朗
	住宅政策	都市計画局住宅室	関岡 孝繕
	消防	消防局予防部	梅垣 浩久
	事務局	都市計画局建築指導部	—

第13回京都市建築物安心安全実施計画推進会議(全体会議)意見一覧

1. 「中長期的な施策の方向性」等について	意見者
<p>【良質なストックへの誘導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断を行っても、改修につながらない(行動にうつらない)という構造的な問題がある。良質なストックへ誘導するためには、施設所有者・管理者にとっては、コストがかかることになる。担い手の育成の観点からも、教育機関と連携して、「建築物の安心・安全」に対する価値観を子どものころから学習・教育する地道な取り組みが必要である。 ・グローバル社会が続く限り必ず新たなパンデミックは発生します。「感染症予防に強い家」も同時に考えておく必要があると思います。具体的には、「換気」「帰宅時の手洗い」などの工夫です。どちらも以前から感染症予防には有効と言われてきて実証済みのものですが、果たして現在の「建物」がその要求にこたえきれているか?という事です。玄関に手洗い場を設置したり、ウイルスや花粉を除去できるなど新たな工夫が必要です。このことも中長期的施策の方向性に盛り込む必要があると考えます。 ・建物の耐震、防火等安全性への取り組みは重要ですが、断熱や空気の流れの工夫等で、CO2排出を抑えた環境に配慮した建物に変更していく事も極めて重要です。京都市長が「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す覚悟」を表明しています。そのために環境に配慮した建物へ変えていく取り組み不可欠であり、そのことを中長期的施策の方向性に盛り込む必要があると考えます。 	<p>(学識経験者)</p> <p>特定非営利活動法人コンシューマーズ(京都消団連)</p> <p>特定非営利活動法人コンシューマーズ(京都消団連)</p>
<p>【ストックの安全性確保と活用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近の新築建物は検査済証の交付率の向上により、違反建築物が新規に建築されるケースは無いと思います。既存建築物が適切に維持保全されつつ、危険建築物への指導強化が課題かと思えます。建築物の品質、性能の「見える化」の推進を新築、既存住宅問わずに簡単にわかるように推進していければ良いと思います。 ・危険・違反建築物については行政機関の権限で今後も指導・是正勧告など継続し、緊急性・悪徳性の高い違反については警察と連携して対策するものと思っております。 ・建築物の耐震等の性能については、一般的に理解度・注目度合が低いと思う。身近な例を使う等、性能基準を示し、発信する事で住民の理解度の向上と安全基準としての普遍化を図る事が必要と思います。 ・意識啓発の具体的手法が肝心で、やりようによっては何も進まない可能性がある。定期報告についても築年数の浅いものと相当年数が経っているものでは、所有者の捉え方が大きく違うので、単純に面積で指定するだけでなく築年数や法令の節目などで細分化してもよいのではないかと。 ・検済なしの物件について、ストック量が非常に多く、RC造やS造については、融資の承認が困難な上、流通しづらい状況である。 ・敷地面積が11~13坪程度で築後20~30年経過の既存不適格建物又は違反建築物があるが、狭小地ゆえ建替えもままならず、改修し継続使用するか、今後空き家になり管理不全になる可能性を危惧する。 ・これらの土地建物が流通できる環境整備及び所有者への周知にについて、行政と連携し、検討していきたい。 <p>建築物の「見える化」に関し、所有者の個人情報保護の観点からどの程度までをオープン化するか検討する必要がある。土地の形状・性状(盛土・切土等)も建築物の品質・性能と考えられるのでハザードマップとの関連付け等も必要となるのではないだろうか。</p>	<p>公益社団法人全日本不動産協会</p> <p>京都府警察本部</p> <p>京都府信用金庫協会</p> <p>京都府建築士会</p> <p>一般社団法人 京都府不動産コンサルティング協会</p> <p>一般社団法人全国中小建設業協会全中建京都</p>
<p>【歴史的なまちなみの保全と防災性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「京都基準の研究」により、「安全」と「文化的価値」を両立させてきたトップランナーである京都市が、今後も更に、スペシャルな事例を生み出していく(研究・技術開発により風穴を開ける)、という京都ならではのポリシーをもっと強調して欲しい。 ・現文章の表現であると、「減災文化の継承」というポリシーの記載と連動する施策の関係が見えにくくなっている。具体性・キーワード等で表現することで、ポリシーと施策の紐づけの改善が必要である。 ・法適用除外制度、袋路再生、新たな道路指定制度等の実際の施工例を基にした普及啓発活動の周知が不十分、各種団体に施工例を示して、より事業活動に使えるイメージが出るようにする。 	<p>(学識経験者)</p> <p>一般社団法人京都府建築士事務所協会</p>

<p>【円滑な建築関係手続の推進】</p> <p>■指定確認検査機関との協働 ・97%が指定確認検査機関による建築確認となっている現状を踏まえて、協働での取組を進める必要がある。</p>	(学識経験者)
<p>【事故・災害時の迅速な対応】</p> <p>・応急対策、復旧のみの観点ではこの記述でよいと思うが、「復興」のあるべき姿からそれを実現するための観点で予防・応急対策・復旧の在り方は変わってくる。先に述べた「安全」と「文化的価値」の両立を図る復興を目指すことは京都市の使命でもあると思われ、それに必要な「事前復興計画」にも言及すべきではないか。</p> <p>・ICT活用による「地域遺産の記録と地図上へのデータ集積」を進めることで、災害時に将来の文化遺産が除却されるリスクを低減することも重要と考えますので、ぜひ具体的な方策についてご検討いただきたい。</p>	(学識経験者)
<p>【その他】</p> <p>・全体として、資料1-1の方向性に賛成である。いくつかの項目では、建築行政だけでは十分対応できない部分もあるので、そのような部分は他の部署との連携を十分に図る必要がある。</p>	(学識経験者)
<p>2. 「今後5年間に取組む主な施策」等について</p>	
<p>【これからの建築物に関すること】</p> <p>・施設所有者・管理者にとっては、「優遇・メリット」が無ければモチベーションが上がらない。より良い取組を行っている良事例については、評価し、公表し、優遇する仕組みが必要である。具体的なキーワードとしては、例えば、特定建築物において、「コロナ対策」をしっかりと行っている施設を積極的に情報発信する等が考えられる。ホームページでの公表するだけに留まると、ホームページを見に行かなければ気が付かれない。プッシュ型・連鎖型の情報伝達の仕組みにより、市民・利用者の認知機会を増やす工夫ができないか。</p>	(学識経験者)
<p>・相続のタイミング等で建物を建て替えるときに、敷地が細分化される例があり、良質な建物の普及を目指すうえで望ましくない。一定以上の敷地面積(できれば200㎡以上等)を確保するよう誘導するような施策が必要である。</p>	(学識経験者)
<p>・良質な建物という点については、建物自体の安全性に加えて、快適な居住性が必要である点は、既に指摘しているが、建物自体、その周辺、さらにその属する地域の環境という視点でも見る必要がある。安全性についても、建物自体の安全性のほか、火災や水害などの防止や避難といった多面的な検討が必要である。最近のコロナ感染の問題を見るときは、衛生面からの考慮も必要である。そのために、地域と調和した建築計画への誘導という点が重点化されている点は評価できる。なお、この点は、建築行政を超えた都市計画など他の分野との連携も必要となってくるであろう。</p>	(学識経験者)
<p>・バリアフリー化は、重要な問題であって、この点が重視されていることは、素晴らしいと思う。バリアフリーについては、実際に、これを必要とする人の視点が必要である。建築物自体に必要なのは、当然であるが、そこに至る経路についても必要であり、道路から建物への経路に段差があれば、それは不完全である。段差は、1～2センチであれば、多くの人は、ないに等しいと思うかも知れないが、この程度でも、かなりの障害となるし、転倒の危険も増える。必要とする人の視点に立って見る必要がある。</p>	(学識経験者)
<p>・コロナウイルスの拡大防止に関連して、建物の換気の基準が議論されている。二酸化炭素濃度を減らすための換気は、現在、厚生労働行政で取り扱われているが、建築指導行政との連携は弱い。ウイルス対策としての換気について、国交省でも技術的検討の動きがあるが、委員会の検討に3年以上はかかる見通しである。二酸化炭素濃度を減らすための換気とは異なるウイルス対策としての換気について、誤った対応を是正し、望ましい対応を急いで示す必要がある。</p>	(学識経験者)
<p>・建築物の安心安全にかかわる最近の代表的な事件として京アニの火災事件が挙げられる。京アニの建物は(堅穴区画をしていなかったが)建築基準法上には合致していたにも拘らず、犠牲者が多く出てしまった。これは建築基準法にも問題があったということであり、加えて建築計画全体の問題であるともいえる。京アニの建物は、オープンにしたという設計思想と、セキュリティを求められるという要請をうまく整理し、「開きつつ閉じる」という思想での設計が必要だったが、結果的に不十分であった。「開きつつ閉じる」というのは住居系の建物や学校でも求められる命題であり、設計者が様々な解を持ち、それを共有するのが再発防止につながる。</p>	(学識経験者)

<p>・超高齢化社会において、バリアフリーを進めることはとても重要だと思います。ただ、段差がない、手すりがある、車いすで入れるトイレになっている等、ハードを整えるだけでは不十分です。日本人の平均寿命は世界一ですが、最後の10年近くはなんだかの支援が必要になります。支援が必要になりかけた時に楽な生活をしすぎると、かえって残存能力が奪われて行きます。椅子は自分に合った高さを選び、テーブルは低めで前傾姿勢で食事ができること、トイレも椅子と同様足がしっかり床について、フオンレストテーブル等を活用して自分で踏ん張れて、立ち上がる時も自分の力で立ち上がるなど、つまり残存能力を維持しながら生活を送ることが重要だと思います。それを実現するための住環境が不可欠です。バリアフリーとともに健康寿命を延ばす工夫をされた住空間を伸ばすことを施策に盛り込んだら良いと考えます。</p>	<p>特定非営利活動法人コンシューマーズ(京都消団連)</p>
<p>・小規模な建築計画ではバリアフリーに対応させるのは難しいものもあるが、計画上成り立たないとなると、旧市街地の狭小地の活用を選択肢がへり、地上げによる大規模開発を招き市街地の景観や都市構造が変わってしまわないか心配です。</p>	<p>京都府建築士会</p>
<p>・地域と調和した建築計画の誘導、地域と調和した建築計画を目指すにあたって、縦割りの条例が並んでいて、町づくり条例、中高層、旅館業法等それぞれに住民説明が求められているが、これを網羅した説明会の形はできないか。個別条例対応の切り売り対応ではなく、総合的な街づくり全体を視野に入れた対応ができる形にできないのか。</p>	<p>一般社団法人京都府建築士事務所協会</p>
<p>・京都らしい良質さの追求: 宿泊施設のバリアフリーの改正に伴い、既存宿泊施設に対してどのような方法で新基準の適用の指導をしていくのか。これからは 宿泊施設の量より良質な施設を指導していくとの京都市の方針からすれば、バリアフリーの改正は 新築良質な宿泊施設にとっては、何ら問題ないだろうが、今まで建てられた膨大な基準に満たない宿泊施設をいかに誘導できる方策を持っているのだろうか。全部屋を基準に合うように改修することは 構造的になかなか難しい問題があると思う。全室ではなく一部分の部屋の改修からでもできる方策を考案していただきたい。</p>	<p>一般社団法人京都府建築士事務所協会</p>
<p>・<検討内容の提案> これからの建築物に関することー京都らしい良質さの追求ー <u>ウィズコロナ社会への対応</u> <u>ウィズコロナ社会への対応方法の情報発信</u> 京都は、歴史的に数多くの疫病を経験しており、京都の住まいづくり・まちづくりには、疫病と共存するための生活文化の基盤が一定に形成されていると考える。 通り庭の設置などにより風通しを良くし、外気を取り入れて換気を行う住まいの間取りの工夫、路地や軒下の活用によるコミュニティの形成、住宅相互のプライバシーが守られたまちなみ等「新町家のすすめ」に記された知恵は、これからのウィズコロナ社会への対応方法として、認証制度のオープン化等により国内外に情報発信できる賜であると考ええる。</p>	<p>独立行政法人住宅金融支援機構</p>
<p>・安心安全な、まちなみ、建築物について、警察の立場としては防犯カメラの設置なども検討されてはいかかかと思えます。</p>	<p>京都府警察本部</p>
<p>【既存の建築物に関すること】</p>	
<p>・既存の建築物の安全性を確保するためには、重点とされている点の必要性は高いといえる。 流通時において、建築物情報を開示する方法は有益であり、その情報は、安全性を確保するという視点で、例えば、耐震性検査を必要なものとし、これについての情報を記載(必要的記載事項)するなどのことが、必要であろう。「所有者×専門家マッチングの仕組み検討」「ストック活用の手続円滑化」「建築物を適切に評価する仕組み検討」の項も重要と思う。 流通に乗らない建築物については、問題のある建物等について、市民や町内会などから定期的に情報を得るなどの仕組みを作り、安全性確保の手段については、強制的な手段をとり得るなどの立法化を図ることも必要であろう。</p>	<p>(学識経験者)</p>
<p>・オープンデータ化により、「定期報告を真面目に行い、是正にも応じていること」が、評価され、優遇されることにつながることで、それが認知されることが重要である。システムによる情報の見える化、オープンデータ化は、その他の施策との親和性も高く、施策連携効果も期待でき、アイデア次第で取組効果は大きい。</p>	<p>(学識経験者)</p>
<p>・定期報告の意義が市民に見えにくく、メリットを分かりやすく示すのが課題である。(報告の有無や結果が)物件の流通にかかる情報に含まれて、家賃に影響する等の動きに繋がれば、普及が進むと考えられる。ストックに対する施策は12条点検しかないのか、色々なアイデアを盛り込んでいけないか。</p>	<p>(学識経験者)</p>

<p>・既存建築物の流通時に、耐震性能等を見える化することは大事である。売主は嫌がる人が多いが、耐震性の低い物件の流通は全体にとって不利益であり、強く働きかける必要がある。</p>	(学識経験者)
<p>・大阪では、定期報告について府と市と一緒に市民にアピールしており、普及が進んでいる。京都も、府と市で連携するような動き方が望ましいといえる。</p>	(学識経験者)
<p>・建築物の流通において、売り手が法適合調査を実施することが一般化することを期待する。(現在は買い手が行うケースがほとんど)</p>	公益社団法人日本建築家協会 近畿支部 京都地域会
<p>・所有者と専門家のマッチングについて、建築関係の専門家だけでなく、事業性に関する相談、費用に関する相談等、相談者のニーズに合った専門家に相談できる仕組みになれば良いと思う。</p>	公益社団法人日本建築家協会 近畿支部 京都地域会
<p>・定期報告対象建築物の要件が複雑化しており、市の通知が届いた所有者の方から相談を受けた際、どの要件に該当しているのか確認に苦慮することがあるため、該当要件に○を付けるなど、通知の内容をもっと分かりやすくしてもらいたい。</p>	公益社団法人日本建築家協会 近畿支部 京都地域会
<p>・平成26年以降危険建築物の半数が通報受理後に早期に解決に至っていることほとても評価出来るものであると思います。今後も今まで以上に早期解決に取り組んでいただければと思います。</p>	公益社団法人全日本不動産協会
<p>・検査済証の取得が融資要件となる前の建築物に対する課題認識が強い。京町家等の旧耐震の木造住宅については、「まちの匠の補助事業」により改修を支援する枠組みが設けられているが、その対象とはならず、かつ検査済証未取得の既存住宅が多いと感じている。それらが適切に改修され、活用される環境や仕組みを整備していかないことには、建築物の安全対策は進まないと思う。仕組みの一つとして、検査済証未取得の現状を評価する「第二次検査済証」のような制度があったら、テナントも安心して入居することができるようになると思う。検査済証未取得の壁が解消されることで、色々な歯車がうまく回り出すだろう。</p>	京都府建設業協会京都支部
<p>・定期報告制度の目的や、該当基準を更に広く周知する事と、検証(検査)方法を使い易くする事で報告漏れを減少させ、多くのデータを収集することで、地域防災に効果を表すものと考えます。</p>	京都府信用金庫協会
<p>・建物所有者に対する維持管理の意識啓発は非常に重要だと思いますが、実際に実行するのは大変難しいものだと思います。築年数の経っている建物は既に当時の建築主から代替わりしているケースも多く、建物の所有を重荷、負の遺産的にとらえている部分もある。あらゆる説明をしたとしても維持管理コストを増やすだけの行政の弱い者いじめと捉えている相手にどのような説明ができるかが課題。 所有者が実感できるメリットが無ければ、素晴らしい都市計画像があったとしても、目先のデメリットに負けてしまう。</p>	京都府建築士会
<p>・木造戸建ての構造に関する性能は、図面があれば、容易に確認(10万円程度の費用)できる可能性があるため、性能評価の仕組みに関する検討について、協力していきたい。</p>	一般社団法人 京都府不動産コンサルティング協会
<p>・2戸1化(狭小地で建替えできず、隣の戸建てを含めて建替えること)について、所有者に専門的な知識があれば進められるが、一方の家が相当な費用を充当したリフォーム等を施したのちは、2戸1化の機会を逸することもあるので、このような所有者への周知も大切だと思う。</p>	一般社団法人 京都府不動産コンサルティング協会
<p>・空き家について、所有者をなかなか確認、特定できないため、地元のことをよく知っている町内会との連携及び行政の協力があれば空き家の解消につながると思う。</p>	一般社団法人 京都府不動産コンサルティング協会
<p>・特に「危険建築物指導の徹底」は市場への流通のきっかけになると思います。危険建築物の基準がどの程度か分かりませんが、積極的に対応していただければありがたいと思います。 また既存建築物の安全性能を適切に評価する仕組みを導入できれば差別化につながります。単純でわかりやすい評価が望ましいと思います。 既存建築物の維持管理、改善について相談できる仕組みが出来れば所有者さんも改善に着手しやすいと思いますし関係団体としてもご協力させていただきたく思います。</p>	公益社団法人全日本不動産協会

<ul style="list-style-type: none"> ・既存建築物の評価に関する仕組みについて、インスペクションが進んでいない。そのほかの仕組みを検討するにも京都市独自の制度設計は難しく、全国的に普及させる必要がある。課題解決に向けて、当協会としても前向きに取り組んでいきたい。 	公益社団法人京都府宅地建物取引業協会
<ul style="list-style-type: none"> ・海外では、リフォームしたら価値が上がるが、日本は地震が多いため、耐震性が気になる。 	公益社団法人京都府宅地建物取引業協会
<ul style="list-style-type: none"> ・ストック活用の手続き円滑化:検査済証のない既存建物の法適合調査の運用例を交えた、積極的な説明会を開き、関係団体及び事業者にも活用の促進を図る。 	一般社団法人京都府建築士事務所協会
<p>・<修正提案></p> <p>既存の建築物に関することの表現の修正 所有者×専門家マッチングの仕組み検討 関係団体と連携し、所有者が建築物の維持管理や不具合の改善、<u>修繕費用</u>等について専門家に相談できる仕組みを検討 (理由) 既存の建築物を適切に維持保全するためには、必要となる資金が円滑に供給される仕組みが必要となり、その際には民間金融機関等による金融支援が欠かせない。京都府信用金庫協会の意見にもあった「京町家の耐震化、防火対策について相談があった際に分かりやすく案内できるもの」の作成などを専門家の方とともに検討する場が必要であり、建築物の耐震改修の促進等の施策にも寄与できる。</p>	独立行政法人住宅金融支援機構
<p>【歴史的なまちなみに関すること】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な町並みについては、建築行政としては、どちらかといえば、従たる役割ではない。建築基準法の運用などは、保存が決まった後の問題である。歴史的建築物としての活用がなかなか促進されないが、これを建築行政として進めるに限界がある。建築物の保護や町並み保全是、それ自体を目的として進めなければ、中途半端なものに止まってしまうであろう。 歴史的建築物については、防災仕様等の技術開発は必要であるが、京都の町並みに特化したものを研究すべきである。 歴史的建築物の防災に関しては、これについても、建物自体とともに周辺環境とともに考える必要がある。歴史的建築物を維持保存するについても、かつてその地域に存在した防災施設等とともに残す(時には復元)などすれば、歴史的な価値も上がり、防災の役にも立つであろう。 	(学識経験者)
<ul style="list-style-type: none"> ・耐震性の低い歴史的建造物については、救済措置の制度はあるが、費用面の問題から活用されず、建替えられてしまっている。保存が望ましいと思われる建築物については、強制力を持った保護の方策を考える必要がある。 	(学識経験者)
<ul style="list-style-type: none"> ・相続のタイミングで建替えられてしまう京町家が多い。相続人が近くに住み、働いていて、愛着を持って住み続けるような状態が理想である。そのためには、近くで働ける職場を作っていく必要もあり、経済政策も関連することになる。京町家については、現代人にとって住みやすいとは言えないのが実態である。将来にわたり、住居として使用し続けるためには、改装をしやすくする施策が必要である。併せて、細街路の危険性は解消するため、袋路を解消する等の安全性確保に向けた施策を講じる必要がある。 	(学識経験者)
<ul style="list-style-type: none"> ・法適用除外制度、袋路再生、新たな道路指定制度等個々の制度に基づいて、道路としての位置づけから袋状部分の改善が提案されているが、袋状を道路ではなく、袋状部分を防火建物の集合体とし 防火建物群のブロックの中の避難廊下的な位置付で京都独自の制度の考案はどうか。袋状の街区単位の再生事業として 制度を創設できないか。 	一般社団法人京都府建築士事務所協会
<ul style="list-style-type: none"> ・路地再生を円滑化するためには、「大規模改修」の解釈について柔軟な制度運用があるべき。 	公益社団法人日本建築家協会 近畿支部 京都地域会
<ul style="list-style-type: none"> ・京町家の防災性については、景観を残しながら耐震化するのは難しい。多様な団体とともに解決に向けて取り組んでいきたい。対応案として、行政が優先順位を付けて規制緩和(地域に応じて、まちなみ優先、耐震優先など)すると、市場価値が上がったり、ローンが組みやすくなったりすると思う。また、東山区は、このまちなみを大事にすることを浸透させていきたい。 	公益社団法人京都府宅地建物取引業協会

<p>・建築基準法43条ただし書きの許可について、3～4箇月かかることもあったため、スピーディーに進めてほしい。</p>	<p>一般社団法人 京都府不動産コンサルティング協会</p>
<p>【建築関係手続に関すること】</p>	
<p>・円滑な建築関係手続におけるICT化は急務である。</p>	<p>(学識経験者)</p>
<p>・建築関係者にとっては最もメリットが大きい。またICT化によりアイデア次第で成果が期待できる。</p>	<p>(学識経験者)</p>
<p>・確認検査機関を集めての研修について、代表者を集めるのではなく、実務者レベルの研修があっても良い。今後の京都のことを一緒に考え、議論する場があっても良い。</p>	<p>(学識経験者)</p>
<p>・組織で技術力を伝承する仕組みについて、組織論か情報伝達の仕組みの話かが分かりづらく、具体的な施策を書き込んだ方が良い。イメージ図で書かれているように、スター(ツリー)構造のつながりとメッシュ構造のつながりがあり、一長一短なので、良いところを取り入れられるような情報・組織づくりのデザインが必要。</p>	<p>(学識経験者)</p>
<p>・景観保全や温暖化対策など、施策の方向性は賛同するが、実務レベルでは、各施策のルールがぶつかり合って困ることがある。例えば、発電効率を考えると太陽光パネルを南面に設置すべきところ、道路からの視認性を理由に景観で規制され、どちらを優先すべきなのか悩むことがある。調整が必要な部分はワンストップサービスになっていたら助かる。</p>	<p>京都府建設業協会京都支部</p>
<p>・ICT化は進めてほしい。インターネットで公開してもらえれば、市役所の窓口に行かなくても、事務所内で業務ができる。</p>	<p>一般社団法人 京都府不動産コンサルティング協会</p>
<p>・建築計画概要書をインターネットに公開してほしい。重要事項説明書に記載する情報は、インターネット上で閲覧できたら便利になる。 ・建築物と都市計画の閲覧システムが、2つに分かれているため、一元的に閲覧できるようにしてほしい。建築計画概要書を閲覧するのに、2時間かかったため、短時間で見れるようにしてほしい。</p>	<p>公益社団法人京都府宅地建物取引業協会</p>
<p>・建築関係手続きについて・建築関連のホームページがわかりにくいという指摘は以前からあったが一向に完全されない。縦割りの部局の単独ではなく、新築工事をする場合といった目的によるホームページを作り、その中で 用途、規模により分類して そこから各部局の欄に飛ぶような統合的なホームページを作ってはどうか。</p>	<p>一般社団法人京都府建築士事務所協会</p>
<p>・情報発信は一般の人にも分かりやすい形で伝わるようにすることが重要。現状の市のホームページは情報があふれており、求めている情報にたどり着くのが困難。</p>	<p>京都府建設業協会京都支部</p>
<p>・手続き・審査等について、オンライン化・BIM等の研修や情報公開の機会があれば参加致します。</p>	<p>株式会社確認検査機構アネックス</p>
<p>・建築関係手続に関する事で指定確認検査機関との協働について、大半の建築確認が指定確認検査機関に申請されるなかで「建築法令実務ハンドブック」の改定を京都市と指定確認検査機関が直接意見を交わして、作り上げていくことは新しい取り組みであり、大変意義深いと思っております。</p>	<p>株式会社西日本住宅評価センター</p>
<p>【事故・災害時の対応に関すること】</p>	
<p>・この数年は、災害の危険が高まっているように思われる。これまで経験したことがないような災害もあるので、これを想定した対策を検討しておく必要がある。コロナ感染なども、これが収まっても、より危険度の高い感染症の流行が将来来ないとは断定できない。病院などの建物の構造も、今までの建物では、感染症患者を診察することが困難な構造であったりしたが、診療ルートを複数とれるような構造にすべきであり、公的な建物やホテルなども、緊急時に対応できる構造としておく必要がある。建物一般について、火災時等の避難経路だけでは、今後は、安全を確保できない時代であるといえよう。 防災という観点では、都市行政、山林行政、河川行政、道路行政、さらには農業政策とも連携が必要であろう。縦割りでは、対応できない時代といえる。 対応という側面では、日頃から訓練が必要である。例えば、複数の人が避難を必要となった場合に、全員を安全に避難させるためには、全員をまとめるリーダーが必要となる場合もあり、リーダーを育てるということも行っておく必要がある。この点は、市民との日常的な連携、共同が必要であろう。</p>	<p>(学識経験者)</p>

<p>・ドローンの使用について、現状は市内において使用できる範囲や高さなどの規制が厳しく、なかなか活用できない。例えば、定期報告における外壁調査や、台風等の災害時における被害状況の調査など、状況や目的に応じて緩和される仕組みがあれば、迅速な対応ができるのではないだろうか。2年前の台風では、屋根瓦の補修等に係る問合せが殺到したため、足場を建てる業者も、瓦屋も対応が追い付かず、3か月以上待つてもらったこともあった。緊急時はドローンを飛ばすことができれば、まずは状況調査を行い、優先順位の高いものから対応することができるようになる。</p>	<p>京都府建設業協会京都支部</p>
<p>・〈修正提案〉事故・災害時の対応に関すること — 公民の業務継続体制の整備 被災建築物の復旧支援に関する公民連携体制(被災者の利便性の向上に資する地域金融機関との連携体制)の構築に向けた検討 (提案理由)公民連携体制の構築において、資金面での被災建築物の復旧支援については、市の補助だけでは十分とは言えず、地域金融機関等による金融支援が欠かせないため、地域金融機関等との連携体制の構築を合わせてご検討いただきたい。</p>	<p>独立行政法人住宅金融支援機構</p>
<p>・「京都府内特定行政庁との連携強化、充実」を位置づけられたい。 背景)近年、法改正、不適切事案への対応、耐震化施策等を初めとして、災害時やコロナ禍における事業や法令取扱い等の対応においても、府内で迅速かつ統一的な対応が求められることが多くなってきており、府内特定行政庁による情報共有、連携の必要性が一層増大しているため。</p>	<p>京都府建設交通部建築指導課</p>
<p>3. その他</p>	
<p>【共通する3つの視点】</p>	
<p>■ICT化の推進 ・ICT化の推進は、建築物の安心安全の推進上の一つの重要な柱である。今やらなければいけないこととして強力に推進する必要がある。ウィズコロナ・アフターコロナの社会潮流のもとで一気に機運が高まってきた。あわせて日本がいかにか遅れているか、分かってきたところである。国とも連携の上で取組の推進が必要である。</p>	<p>(学識経験者)</p>
<p>■ICT化の推進 ・建築物の安心・安全に関する情報が、不動産業者等の一部の人の知る人ぞ知る情報になっている現状を改善していく必要がある。合わせてICT化を進めていくことで、働き方改革、コロナ対策にもつながるため、取り組むべきである。</p>	<p>(学識経験者)</p>
<p>■担い手の育成 ・市民との対話とあるが、ここでいう「市民」をどう考えるかを定義することも重要である。食育などと同様に、教育機関と連携して、家庭科での衣食住の教育の一環としての、建築物の安心・安全をテーマに教育・育成していくことも考えられる。</p>	<p>(学識経験者)</p>
<p>■関係機関・団体との連携体制の更なる強化 ・分科会やワーキングの構成について、“RCの構造”、“木造の耐震化”など、建物の規模や形態に特化した課題を設定し、その枠組みに対応した専門家が集まることで、より建設的で深い議論が行えるようになると思う。</p>	<p>京都府建設業協会京都支部</p>
<p>【その他】</p>	
<p>・コロナウイルスの拡大により、新たな動きが生まれつつあるが、TV会議システムなど発展途上の技術もあり、いずれ揺り戻しがあることも想定される。いろいろな施策を用意して、多様なニーズにこたえられるようにすることが望ましい。</p>	<p>(学識経験者)</p>
<p>・美観地区等の認定の検査済証の交付率はどのようになっていますか。</p>	<p>株式会社I-PEC</p>
<p>・宅地造成の手続き中に、市の担当者が変わって、コストが上がったことがある。ルールが変わるときには、事前に教えてほしい。高低差2mの宅地について、手続き期間が以前は半年程度であったが、最近、1年ほどかかるようになり、市場に影響が出ると思う。 ・宅地造成、開発等に関する制限について、担当者より定期的に解説を受けることを希望する。</p>	<p>一般社団法人 京都府不動産コンサルティング協会</p>
<p>・(個別事務事項) 本府が所管している建築士法における指導等に係る、貴市内案件の建築確認情報等について、円滑な御提供に御配慮願います。</p>	<p>京都府建設交通部建築指導課</p>